



# 相続税制

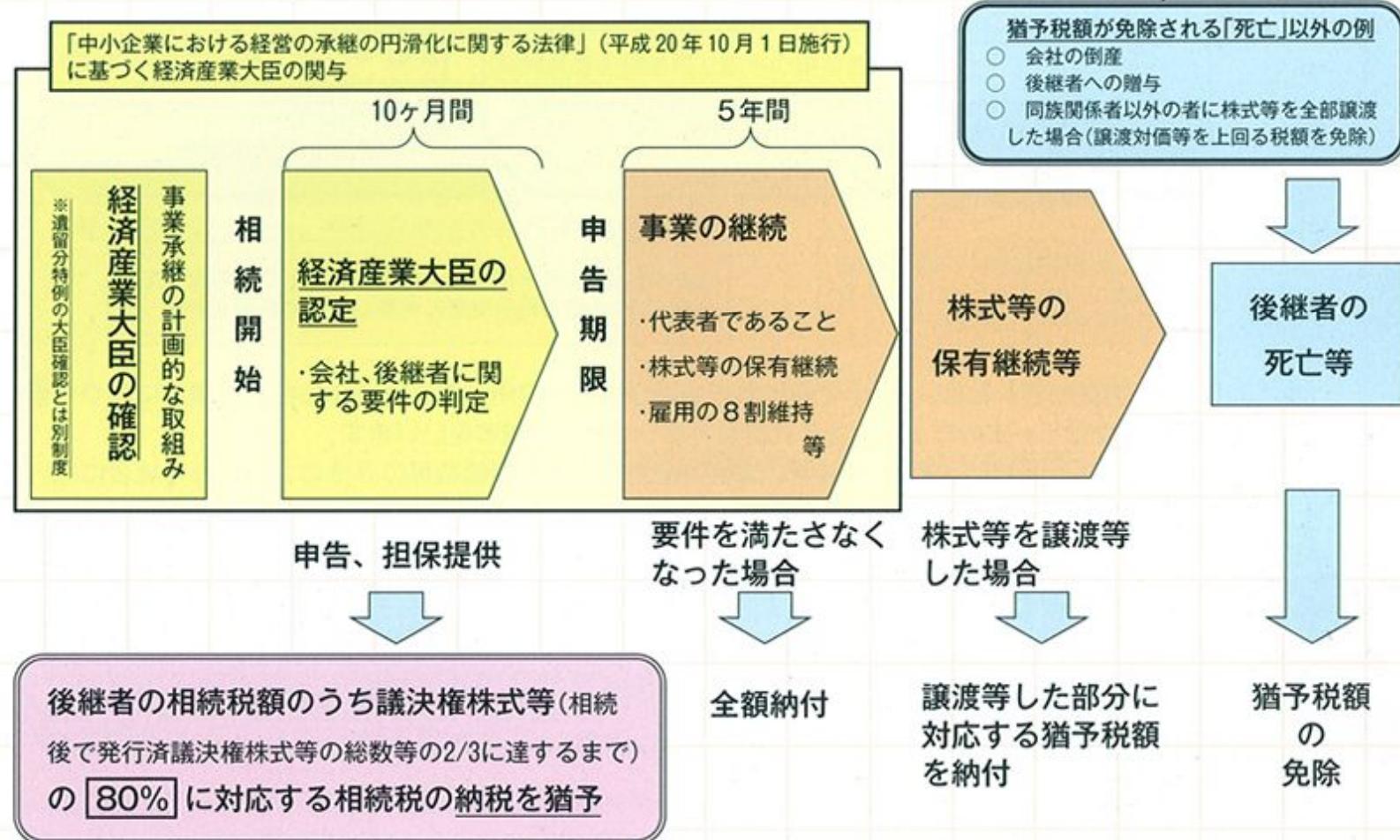
中小企業の事業承継を円滑化するための非上場株式等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度を導入します。また、農地等に係る相続税の納税猶予制度の見直しを行います。

## 事業承継税制の創設 ①相続税の納税猶予

### ポイント

- 経営承継相続人等（※1）が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、一定の条件の下、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（※2）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予します。

### 《非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の概要》



(※1) 「経営承継相続人等」とは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定に基づき経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場会社の代表者であった者の後継者をいいます。

(※2) 相続後で、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限ります。

